

大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程の一部を
改正する規程のあらまし

- 1 自転車等使用者についての特例及び権衡職員等の範囲について所要
の改正を行います。
- 2 この規程は、平成27年4月1日から施行します。